

「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」中間とりまとめ

○全国津々浦々に国内外の旅行者が訪れ、交流が促進される環境と国内外の旅行者が全国各地において安心して滞在できる環境を整備

受入環境整備 (着地型旅行を企画提供しやすい環境整備)

- 着地型旅行促進のため、地域と旅行業者が連携する取り組みを国が促進すべき。あわせて、旅行業者がいない地域等があることを踏まえ、地域限定旅行業の登録要件を緩和すべき。
- 旅行の安全確保等のため、旅行業務取扱管理者試験制度は引き続き必要であるが、新たに地域限定旅行業の業務に限定した試験を創設して地域限定旅行業への参入を促進すべき。
- 営業所ごとに設置が義務づけられている旅行業務取扱管理者について、地域限定旅行業者の営業所においては、業務量等を条件として、他の営業所との兼務を認めるべき。
- 第3種旅行業者の募集型企画旅行及び地域限定旅行業者の業務範囲について(現行、営業所の隣接市町村まで)、地域の観光実態に沿った柔軟な運用を行うべき。

旅行の安全・取引の公正確保 (ランドオペレーターに係る制度創設)

- ランドオペレーターが旅行業としても活動できるよう、旅行業の登録を受けることを関係機関で促進すべき。また、旅行業登録をしない事業者についても、例えば、新たなカテゴリーの登録制の導入により、的確に指導ができる体制を整備すべき。
- ランドオペレーターの定義として、輸送サービス・宿泊サービスの手配等を業務とする事業者と明確化すべき。
- 訪日旅行、国内旅行の手配を対象とすべき。他方、海外旅行については、引き続き実態を把握しつつ、規制の必要性やあり方を検討すべき。
- 取引の公正確保、緊急時の連絡体制整備等の観点から、ランドオペレーターに対し、契約時の書面交付・保存義務と何らかの資格者の設置義務を課すべき。
- 旅行者の安全確保のため、必要な禁止行為規制及び違反者に対する罰則を整備すべき。

旅行業の発展にむけた更なる検討

- 国内外のオンライン旅行会社の急成長等旅行業を取り巻く環境が大幅に変化していることを踏まえ、旅行者の取引の公正等の実態を把握し、国内旅行業者と海外旅行業者の平等な競争環境の実現、取引実態に応じた営業保証金の設定等について検討が必要である。
- これまでの法制が旅行を企画する人々の創意工夫を奪っていないか検証するとともに、我が国の素晴らしい観光資源を活かした魅力的な旅行商品の造成をするため、旅行業者が意欲やアイデアのある観光協会や学芸員のような専門家等との連携強化などの環境整備についても検討することが必要である。